

健生衛発 1031 第 2 号
令和 7 年 10 月 31 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

火葬場の経営・管理に関する指導監督について

株式会社により経営されている火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓地埋葬法」といいます。）制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道があったことを受け、「火葬場の経営・管理について」（令和 4 年 11 月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）において、「火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保される必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないもの」であって、「火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、持続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底」を依頼しているところです。

今般、火葬場に対する指導監督事務に関して、「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年 12 月 6 日生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知。以下「墓地経営・管理の指針」といいます。）も踏まえ、下記のとおり、その考え方を整理しましたので、各都道府県等におかれては、公衆衛生の確保の観点にとどまらず、火葬場の適正な経営・管理の観点からも、引き続き、指導監督を徹底願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、これを参考として、各都道府県等において地域

の実情等を踏まえながら、必要な場合には条例、規則等の制定・改正を行うなどして火葬場の経営・管理の向上が図られることが望ましいと考えられます。

記

第1 火葬場の経営・管理に関する指導監督における基本的な考え方について

- 1 墓地埋葬法第1条において、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」とされているところ、同法の施行に当たっては、この目的に沿った運用がなされる必要がある。
- 2 火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設である。火葬場については、誰もがこれを利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどにより利用者の保護の観点から支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を永續させる観点から、火葬場の経営主体には非営利性、永續性が求められる（「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について」平成31年1月11日薬生衛発0111第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）。
- 3 これらの基本的な考え方を踏まえ、火葬場については、公衆衛生の確保の観点からの指導監督にとどまらず、適正な経営・管理に関する指導監督を行う必要がある。

なお、以下に示す事項は、火葬場に対する指導監督を念頭に置くものであるが、墓地埋葬法における基本的な考え方等については、必要に応じ、墓地経営・管理の指針等も併せて参考にされたい。

第2 指導監督等の実施について

火葬場に対して指導監督等を行うに当たっては、以下の事項を参考にすること。

- 1 指導監督を行う職員の体制
火葬場の経営・管理についても実効的な指導監督を行うことができるよう、火葬場に対する立入検査、報告徴収等を行う際には、監督自治体において、適正な職員体制等を整えて臨むことが望ましい。
- 2 報告徴収等の活用
(1) 報告徴収については、経営状況の把握の基本となる事柄であり、監督自

治体である都道府県等は必要な報告徴収を計画的に行うこと。

- (2) 墓地埋葬法上、火葬場については強制的な立入検査権限が認められているため（墓地埋葬法第 18 条）、必要に応じて現場で適切な運営がなされているかどうかを確認することも重要である。

3 事業実施の状況

(1) 火葬場の経営について

ア 高齢化の進展を踏まえ、地域における将来的な死亡者数の見込み（火葬需要）と火葬場の対応能力を考慮した安定的な運営を確保できる経営状況となっていること。

イ 火葬場は公共的な施設であり、火葬場の経営が利益追求の手段となつて、利用者が犠牲になるようなことがあってはならず、誰もが火葬場を利用できる必要がある。このような観点から、以下の点について確認することが考えられる。

- ・ 火葬料金について、火葬場の経営・管理に必要な費用に比べて明らかに高く、事実上、利用者が利用できないような法外な料金設定となっていないかどうか。
- ・ 火葬場経営における利益の使途について、他の事業の運営費用や配当に充てるといった経営・管理が行われていないかどうか。

また、以上の点については、例えば、火葬場に対して、火葬料金の設定の考え方や根拠等について明らかにするよう求めることにより確認することが考えられる。

(2) 火葬場の利用に関する規定について

利用者に対して料金等に関する規定が明確になっており、十分な説明が行われていること。

(3) 許可の際の条件について

経営許可の際に監督自治体において条件を付している場合には、その条件が守られていること。

4 財務状況の把握について

- (1) 火葬場経営以外の事業を行っている場合には、当該事業の会計が区分されていること

火葬場経営以外の事業を行っている場合には、火葬場の経理・会計が当該他の事業と区分されており、火葬場の経営・管理に必要な費用の範囲内で運営されていることについて、財務関係書類等により確認できるようになっていること。

- (2) 財務関係書類の作成、備え付け、閲覧が適切に行われていること

他法令に基づき、財務関係書類の備え付けや閲覧が義務付けられている

場合には、当該他法令の関係規定に基づく備え付けや閲覧の対応を行うことにより、外部からのチェック機能が働くと同時に自らも経営状況の的確な把握が可能となり、間接的に経営の安定化に資するものと考えられる。

(3) 過度な負債を抱えていないこと

報告徴収等により確認する。また、報告徴収に加えて、経営者から重点的に説明を求めることなどにより経営状況を確認することも望ましい。

5 法令、条例等に沿った適切な経営・管理

墓地埋葬法、同施行規則、その他の法令及び条例等を遵守していること。

6 管理業務の委託方法

管理業務を委託している場合、その方法及び範囲が適切であること。